

運用指針

第2条 -イ

地権者、関係機関などへの提案および協議

地元との協議によるトンネル坑口部の構造見直し

新東名高速道路 御殿場JCT～長泉沼津IC間位置図

新東名高速道路 御殿場JCT～長泉沼津IC間の路線概要

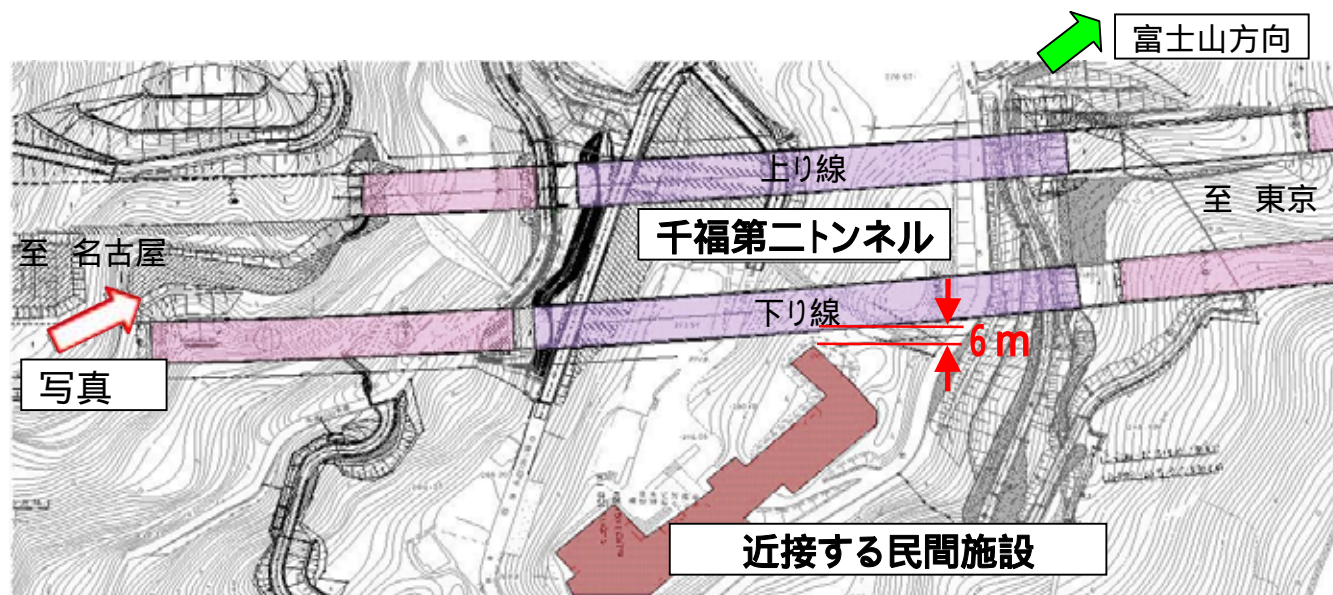
- ・東西の基幹交通を担う大動脈である東名高速道路の代替機能を有する重要路線です。
- ・東名高速道路の抜本的サービス改善・ダブルネット化による信頼性の向上・日本の大動脈として三大都市圏の連携強化などの効果が期待されています。



トンネル坑口部の構造の当初計画

新東名高速道路 千福第二トンネルの計画位置

- ・トンネル下り線上部には、極めて近接した箇所に民間の施設がある。
- ・施設と本線下り線とが水平隔離6 mで極めて近接している。



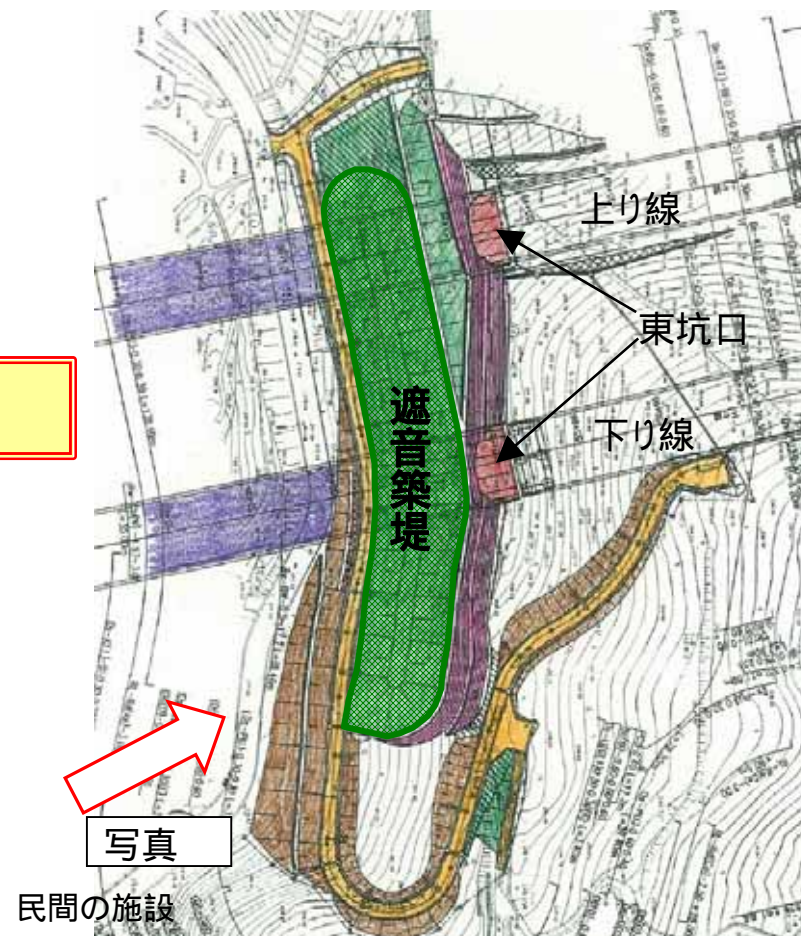
トンネル坑口部の構造の当初計画

新東名高速道路 千福第二トンネル東坑口の構造
東坑口部における環境上の留意点

施設からの要望事項

- ・眺望を阻害しないこと
- ・騒音を排除すること
- ・遮音築堤・遮音壁は施設から極力離れた位置とすること

協議を経て、平成17年8月に設計協議の確認書を締結



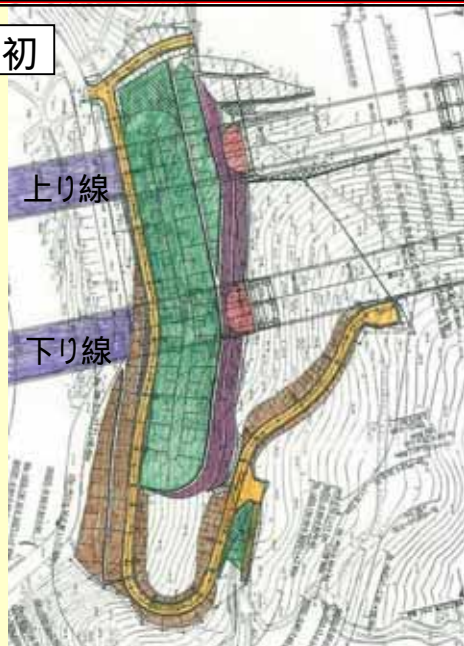
当初計画：施設から離れた位置に遮音築堤を設置

トンネル坑口部の構造見直しの検討

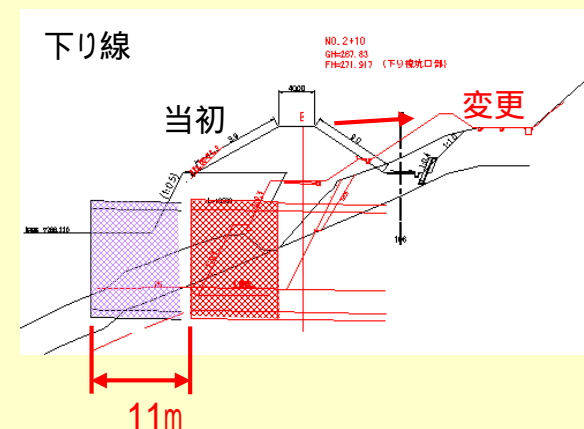
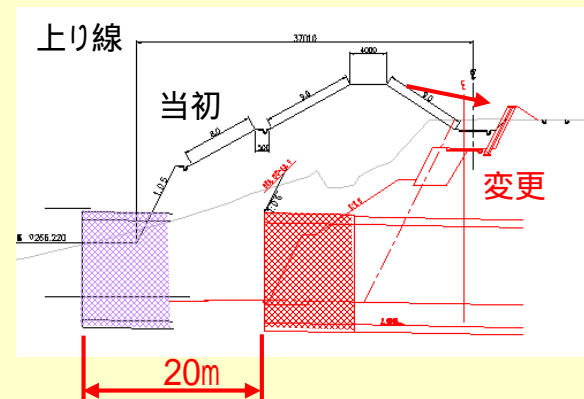
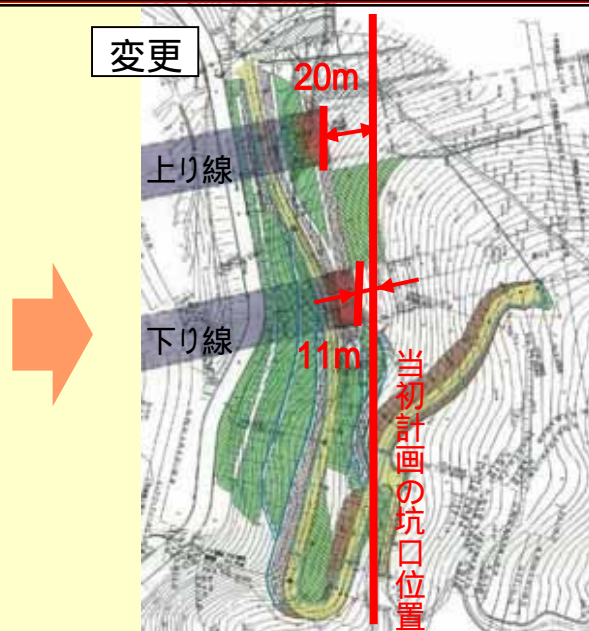
更なるコスト縮減を図るため、トンネル坑口部の構造について再検討

当該箇所における遮音築堤の位置を見直し

当初



変更

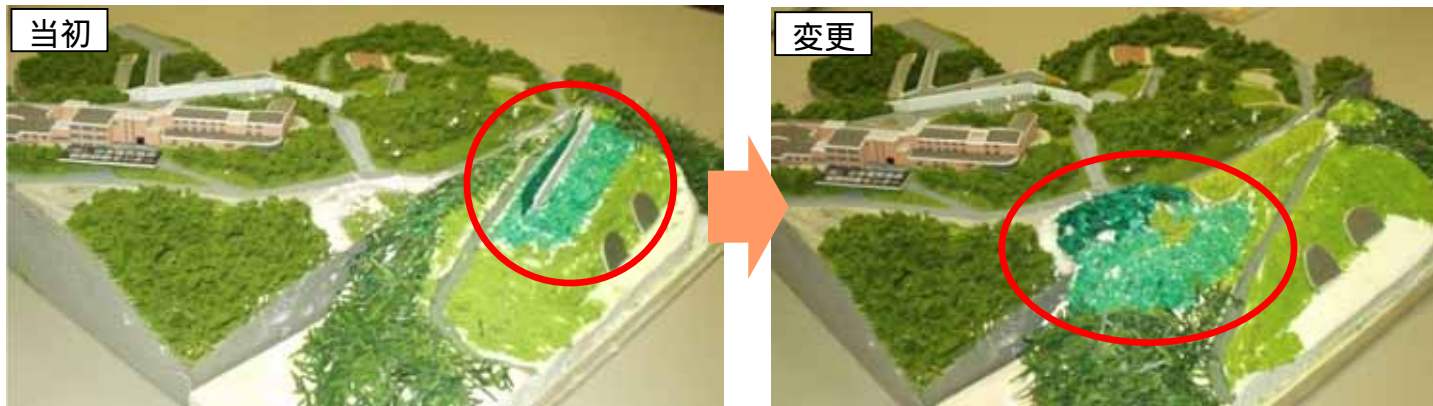


トンネル坑口部の構造を見直す場合の検討事項

- ・ 当初計画と比較して眺望に問題が生じないか
- ・ 遮音効果が当初計画と同等であるか
- ・ 民間施設の同意について

トンネル坑口部の構造を見直しに対する取組み

【取組内容】当初計画と比較して眺望に問題が生じないか確認
模型による検討



フォトモンタージュによる検討



遮音築堤の位置を変更しても富士山方向の眺望に影響がないことを確認

トンネル坑口部の構造を見直し対する取組み

【取組内容】遮音効果が当初計画と同等であることの確認

騒音予測を実施し、遮音築堤の位置を変更しても騒音予測値について当初計画と同等のレベルが確保できることを確認

【取組内容】民間施設の同意を得るために協議を実施

平成16年 9月 工事発注

平成17年 8月 当初計画における設計協議確認書を締結

平成17年 8月 (NEXCO事業に対する、理解・信頼性向上の取組み)

～平成18年 9月

- ・ 工事の影響把握のために地盤変位計測方法や工種ごとの施工方法などについて逐次協議・説明
- ・ トンネル掘削中は、地盤変位の計測データをトータルステーションを用いた観測システムにより、建物の変位を管理し、インターネット回線を利用して計測データを24時間リアルタイムに提供する対応
- ・ 騒音が発生する工事についての事前説明、工事中の騒音状況確認や施工時間帯の調整

平成18年 9月 トンネル坑口の遮音築堤に関する見直しの変更協議開始。

平成18年12月 変更設計協議に合意

協議の結果、民間施設の同意を得る

トンネル坑口部の構造を見直すことによる工事費の縮減

経営努力要件適合性について

地元と協議を行い、同意を得て、トンネル坑口部の構造を見直したことは、**会社の主体的な提案および協議**によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに該当

申請された会社の経営努力

トンネル坑口部構造を見直すことによる工事費の縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な質や管理水準を確保したものに限る。)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. **地権者、関係機関などへの提案および協議**